

二事業主側

名 稱 仁藤組  
 事業主 石橋伊勢松  
 資本金 五千圓  
 企業系統 十之  
 使用労働者 仲任男二百三十名  
 事業 汐留取構内貨物積卸業

三労働者側

爭議参加者 九十名  
 全上組合加入者 九十名  
 應援組合 全労日本運交通労働組合  
 四發生ノ時 十月三十日  
 五發生ノ原因

十月三日入夫秋山高重雷三十五年ノ仕事終了後歸宅セムト

ニタル際古釘ヲ踏ミ右足ヲ真傷(一説ニ依レハ醉餘ノ結果  
 真傷ニタルモノナリト云フ同僚入夫ノ風聞アリ)ニタル為  
 メ災害扶助ノ規定ニ基キ給與方ヲ申出タルニ事業主ニ於テ  
 ハ真傷後十数日ヲ経過シテ培リ審判ノ事情判明ニス殊ニ現場  
 監督ニ對シ何等ノ申告モナクテ以テ手續ヲモ為シ得サルヲ  
 以テ單ニ過情的ニ全十圓ノ見舞金ヲ給與セルヲ組合ニ於テ  
 ハ本月二十四日午後八時頃現場監督ノ不裁意ヲ詰ル為メ芝  
 辻浜松町四ノ一五小林喜三郎方一少次郎長山本延三郎外十名  
 カ押掛ケタル事實アリ事毎ニ組合ノ威カヲ以テ事端ヲ醸サ  
 ムトスル傾向アルニ鑑ミ去ル十月二十八日前記秋山高重  
 山本延三郎・清野魁美・坂原平左工門ノ四名ヲ解雇セルニ  
 因ル

六要求事項並交渉状況

十月二十九日午前九時ヨリ組合代表天橋芳太郎・松井政吉